

伊国協ま第82号
令和5年8月17日

区長 各位

伊豆の国市 協働まちづくり課長

令和6年度 コミュニティ施設整備事業について

このことについて、令和6年度にコミュニティ施設整備事業費補助金の交付を希望する場合は、別紙希望調査票を下記のとおり提出していただきますようお願いいたします。

ただし、補助対象地区の平準化を図るほか、市財政状況により全て希望通りの対応が出来ない場合がありますのでご了承ください。

記

- 1 提出書類
 - ・コミュニティ施設整備事業費補助金交付希望調査票
 - ・見積書 1社分（本申請時は、3社以上が必要です）
 - ・現況が分かる写真（2～3枚程度）
- 2 提出期限 **令和5年9月29日（金）**
- 3 提出先 伊豆長岡庁舎 協働まちづくり課
- 4 提出方法 持参又は郵送
- 5 その他
 - ・補助金のメニューは、裏面をご覧ください。
 - ・調査票の提出により当該補助金の交付が決定したわけではありませんのでご注意ください。

担当 協働まちづくり課 諏訪部

電話 055-948-1412

メール kyoudou@city.izunokuni.shizuoka.jp

コミュニティ施設整備事業費補助金

根拠: コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱（平成17年伊豆の国市告示第111号）

概要: コミュニティづくりを推進するため、自治会（町内会等含む）が行うコミュニティ施設の整備に対して補助金を交付するもの

対象及び補助率等:

①自治会（区）が公民館を新設及び全面建替する場合	対象経費の2分の1以内、上限 800 万円 (県等の補助金が交付される場合は上限 1,200 万円) <u>昭和 56 年度以前に建設されて耐震化のための全面建替の場合は、上記で算出した額に世帯数×2万円を上乗せ（ただし、令和7年度まで）</u>
②自治会（区）が公民館を増築、改修及び修繕する場合	対象経費の2分の1以内、上限 100 万円
③町内会等が集会所を新設及び全面建替する場合	対象経費の2分の1以内、上限 400 万円 (県等の補助金が交付される場合は上限 800 万円)
④町内会等が集会所を増築、改修及び修繕する場合	対象経費の2分の1以内、上限 50 万円
⑤自治会（区）等がコミュニティ広場やその他コミュニティ活動に必要な施設・設備を整備する場合	対象経費の2分の1以内、上限 30 万円
⑥コミュニティ施設において使用される備品の購入又はコミュニティ施設で使用されている備品の修繕	上限 10 万円

補助対象外とするもの

- ⇒ 備品の取得単価又は備品の修繕費が20万円未満のもの
- ⇒ 用地費及び補償費
- ⇒ 用地造成費、外構工事費、解体撤去費
- ⇒ 設計管理費、測量試験費、事務費 など

コミュニティ施設整備事業費補助金の手続きの流れ

年度	時期	内容	備考
令和5年度	8月 ～9月	今回の希望調査 ・ 見積書 1社 ・ 現況写真（2～3枚程度）	
	10月	令和6年度当初予算の要求	取りまとめ、平準化を考慮して優先順位決め
	3月	令和6年度当初予算の可決予定 対象区への結果通知	議会の議決を要します
令和6年度	4月～	対象区への案内通知 ・ 見積書 3社 ・ 現況写真（2～3枚程度）	
		申請書の提出（区⇒市）	
		交付決定の通知（市⇒区）	
		事業の実施	事業内容、金額や工期が変更となった場合は変更手続きを要します
		実績報告書の提出（区⇒市） ・ 施工写真（前・中・後） ・ 領収書等の写し	
		完了検査の実施（市立ち合い）	
		交付確定の通知（市⇒区）	
		補助金請求書の提出（区⇒市）	
		補助金の支払（市⇒区）	

<過去の補助金の活用事例>

- 公民館や集会所の外壁塗装工事や空調設備改修工事
- 公民館や集会所のトイレ改修工事（和式⇒洋式化など）
- 公民館や集会所の床改修工事（畳⇒フローリング化など）
- コミュニティ広場の照明器具やフェンスの修繕工事

【例】

令和6年度 コミュニティ施設整備事業費補助金交付希望調査票

令和6年度コミュニティ施設整備事業費補助金の交付を希望します。

区長印

〇〇 区長 氏名 〇〇 〇〇 印

実施場所	〇〇区公民館	
工事名	〇〇区公民館 屋根防水工事	
実施内容	<p>〇〇区公民館の屋根の防水塗装が劣化しており、雨漏りが発生している。防水工事を行うことによって施設の長寿命化を図るため、屋根の修繕工事を行いたい。</p>	
実施時期	令和6年6月頃	
総事業費 (税込)	750,000円	※ 見積書を添付してください。

実施箇所の現状や問題点などを、簡潔にご記入ください。

※ 補助対象地区の平準化を図るほか、市財政状況により全て希望通りの対応が出来ない場合がありますのでご了承ください。

提出期限：令和5年9月29日（金）

問 合 せ：協働まちづくり課 諏訪部

電 話：055-948-1412

【担当課記入欄】

区分	公民館新改築・公民館修繕・集会所新改築・集会所修繕・コミ広場施設・備品		
事業費	円	予算	円（上限・上限以外）